

第 35 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 17 年 2 月 24 日（木）午後 3 時 00 分～午後 3 時 58 分
場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町（香良洲町長代理…香良洲町助役）、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

それでは、皆さんにお礼やら、色々とお挨拶を少し申し上げさせていただきたいと
思います。今日は 35 回の協議会であります。お忙しい中、ご出席をいただきまして、
ありがとうございます。冒頭から私ごとで申し訳ございませんが、病気治療のために、
休会、休まさせていただいております。10 月の 21 日の 32 回の協議会に出させてい
ただいた以来でございますので、随分長く皆様にご迷惑をおかけしたと思います。
11 月 8 日の合併調印式には出席をさせていただきましたので、実際には、3 ヶ月ぶり
でございますが、この間、協議会の皆様には、本当に色々とお心配をお掛けし、また、
お励ましもいただき、本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、お
詫びやら、心からのお礼を申し上げたいと思います。池田市長さん、どうもありがと
うございました。お忙しい中、会長業務をお引き受けいただきまして、格別のご尽力
を賜りました。お蔭様で、円滑に会議を運営していただき、その結果といたしまして、
それぞれの議会の皆様方の議決も円満にいただきました。その後、三重県の合併申請
でありますとか、三重県議会での議決、また、三重県知事決定を得まして、総務大臣
への合併書の提出、等々、お蔭様で 1 月 17 日に総務大臣によります官報告示をいた
だきました。18 年 1 月 1 日の新市の誕生が正式に決まった、こういうようになってまい
りました。本当に、私も療養中に色々新聞紙上等、皆さんのご苦勞も拝見いたしま
した。この度、住民の方々と、それから、議会、執行部さん、色々、本当に全体一致
が出来たというのは、本当に嬉しく思います。ありがとうございます。今から、我々
にとりまして、大事な 1 年でございます。平成 18 年の 1 月 1 日に向けまして、しっか
りとした準備ということに、私は心がけていきたいなと思います。かねがね申し上げ
ておりますけれども、一体感といいましょうか、なかなか、長い歴史がございますし、
伝統がございますので、そうはいいまして、それぞれの思いが沢山おみえになると
いうことは、わかるんですけれども、合併をするということになりましたら、それこ
そ、1 つの、津市としての一体感、そして、せっかくこんないい場所がございます
から、単に県都というだけでなく、色んな機能と、それから、いい自然にも恵まれて
もおりますし、魅力も沢山ございますので、私は、うちの議会でも、施政方針で申し
上げていきたいと思っているんですけれども、本当に、活発な気持ち、そして行動、
そういったようなものが、はっきりと、そこに反映していけるような新市にしたいと、
こんなふうに思います。そんな準備を作っていきたいなと思います。私のところでご
ざいませうが、地域の夢でございました、アクセス港が開港いたしました。開港の日
には、皆さんにご臨席を賜りまして、本当にありがとうございました。あんまり大き
くない、1 つの、インフラ整備ではございますけれども、そのところを、スタートい

たしまして、新しい津市の活性化につなげていけたらと、是非、世界の、日本の玄関にというのでしょうか、それに向けて、もっとこんなふうに、非常に大きな思いでございますので、是非、圏域の皆さん方も、先ほども申し上げましたけれども、是非港も、そんな気持ちになっていただきまして、また、伸びていくことを、ご支援を、ご理解をいただけたらなど、こんなふうに思います。合併まで、あと十月あまりでございますけれども、これからも、大綱はご協力いただきましたけれど、1つ1つのことは、かえって、それが住民の皆様方の生活に直接結び付くということもございますので、なお一層ご協議をお願いをしていただかなければならないと思います。多くは、専門部会、幹事会、そのへんの努力で、回数を重ねまして、協議をしてまいりたいと、こんなふうに思っておりますけれども、是非また、お忙しい委員の皆様方に、それぞれの団体の中で、私も、幹事会なり専門部会の皆さんには、よく皆さん方と意志疎通をしてというふうにも要請をしてまいりますので、どうぞお忙しいとは思いますが、是非、お考えなんかを忌憚無く伝えていただきまして、この10ヶ月を大事にと、こんなふうに思います。それでは、本当にご迷惑をおかけいたしまして、改めてお詫びを申し上げます、開会のご挨拶にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。会議に先立ちまして、合併協議会委員の異動等につきまして、ご報告いたします。白山町長岡本委員におかれましては、2月15日に、白山町長選挙告示の結果、無投票で再選されましたので、ご報告いたします。

岡本委員 失礼いたします。合併が1年延びたことによりまして、予期もせない2期目の町長選が去る15日に行われました。予想通り無投票で当選をさせていただきましたけれども、その間の、皆様方の温かいご支援に対しまして、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。これからは、希望の持てる新「津市」誕生のために愛情ある皆様方のご指導を仰ぎながら、全力を傾けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

次に、香良洲町議会におかれましては、議長交代により、藤川委員に代わりまして、米川多香良洲町議会議長が新しく委員になられましたので、よろしくお願いいたします。

米川委員 失礼いたします。今回、議会の改選によりまして、香良洲町の議長の米川でございます。なにぶん、合併協議会というのは初めてでございますので、どうか前任者同様に、よろしくご指導ご鞭撻していただくことをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。今後とも、よろしくお願いいたします。

次に香良洲町長の鈴木委員さんにおかれましては、所要のため、土性香良洲町助役が代理出席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それから、会議次第の3に入ります前に、協議会規約第9条第2項によりまして、会長は会議の議長となっておりますので、これより、会議の進行を議長に移させていただきます。よろしくお願いをいたします。

会 長 はい、それでは、ただいま、事務局長が申し上げましたが、合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、今日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、格別のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。まず、ご報告を申し上げます。今日の会議は、代理出席を含む委員24人の出席で、私どもの協議会規約第9条第1項の規定を満たしておりますので、まず成立をしておりますことを、ご報告を申し上げます。会議録のご署名をお願いしたいのでありますが、久居市長の池田委員さん、香良洲町議会議長の米川委員さん、3号委員から木下委員さんのお三方をお願いをしたいと思います。

それでは、会議次第の3に入ります。次の協議会の日程と、協議予定事項の内容等につきまして、事務局からご説明をいたしますので、お聞き取り願いたいと思います。

3 次回の協議会について

日 時 平成 17 年 3 月 24 日 (木) 午後 3 時

場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール

協議予定事項

議案第 15 号 平成 16 年度津地区合併協議会補正予算 (第 2 号) について

議案第 16 号 平成 17 年度津地区合併協議会事業計画について

議案第 17 号 平成 17 年度津地区合併協議会予算について

事務局長 次回第 36 回協議会は、3 月 24 日木曜日、午後 3 時から、この津センターパレス 5 階、津市センターパレスホールで開催しますので、よろしくお願いをいたします。今回は、平成 16 年度の津地区合併協議会の補正予算 (第 2 号) について、また、平成 17 年度津地区合併協議会事業計画、および、平成 17 年度津地区合併協議会の予算についての協議をお願いいたします。

それでは、議案第 15 号から順にご説明をいたします。まず、3 頁をご覧いただきたいと思います。今回の補正は、予算額の補正ではありません。繰越明許費といたしまして、第 1 条地方自治法第 213 条の規定によります。翌年度に繰越しをして使用することのできる経費は、第 1 表繰越明許費により、下記の第 1 表をご覧下さい。津市例規策定等支援業務委託について 2 千円を繰越しをいたします。概要を説明いたしますと、津市例規策定等支援業務委託契約につきましては、平成 15 年度当初予算におきまして、債務負担行為により 15 年度から 16 年度の 2 カ年事業として事業着手いたしました。当初決定されていた合併期日は平成 17 年 1 月を目途を想定をし、契約期間を平成 15 年 7 月 24 日から平成 16 年 11 月 30 日で契約をしておりましたが、契約途中の昨年、合併期日が平成 18 年 1 月 1 日に決定されたことによりまして、当該契約の一部の変更を余儀なくされ、今年度いっぱいの平成 17 年 3 月 31 日までの契約変更をさせていただいたところでございます。しかし、業務の内容、納品される成果品等の性格から、合併期日直前までの支援業務が必要となっておりまいますことから、今回の協議会で繰越明許費設定の補正予算議案を提案し、次回の協議会で議決後再度、平成 17 年 12 月を目途とした契約に変更をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成 17 年度の事業計画及び歳入歳出についてでございます。議案第 16 号、平成 17 年度津地区合併協議会事業計画及び議案第 17 号、平成 17 年度津地区合併協議会予算について、関連がございますので、一括してご説明いたします。それでは、5 頁、まず、議案 16 号の、平成 17 年度の事業計画につきましては、5 頁に要約がしてございますが、6 頁の、平成 17 年度事業計画表について、順次ご説明をさせていただきます。上からいきますと、市町村議会、国・県の関係につきましては、平成 17 年 1 月に総務大臣告示が行われました。3 月・6 月・9 月において、各市町村の定例会、12 月には、現在市町村の最終の定例議会が開催されることとなります。合併協議会は、合併期日の前日である平成 17 年 12 月 31 日で解散をするということですので。平成 18 年 1 月以降は、新市が発足し、50 日以内には新市長及び市議会議員の選挙が行われます。その後、新市の初議会が開催される予定でございます。協議会につきましては、月 1 回の、9 回の開催を予定しております。幹事会につきましては、月 2 回、18 回程度、専門部会、分科会は随時開催をいたします。また、監査会は、平成 16 年度決算監査及び平成 17 年度中間監査の 2 回を予定しております。また、現在、編集発行を行っております合併協議会だよりは、月 1 回、各市町村の広報誌と同時に、全世界に配布をいたします。併せて、ホームページの更新も随時行っています。新市の広報の編集準備

を、5月頃から行いまして、平成18年1月1日号を発行する体制を整えてまいります。また、新市の広報誌につきましては、月2回の発行を行う調整方針になっております。それから、昨年度実施出来ませんでした合併後の「暮らしの情報誌」につきましては、新市の組織・業務・電話番号等の原稿を夏ごろまでに作成をいたしまして、その後業者選定、契約等を行いまして、11月中には、構成市町村の全世帯に配布をしたいと考えております。

続きまして、任意の協議会を発足してから、合併するまでの、合併協議の記録誌の編集の準備を行います。印刷製本等は、新市が発足した後になりますが、そのための基本的な構想や原稿等を作成し、合併後、速やかに発行出来るような体制を整えてまいります。

続いて、テレビ、ラジオとか、新聞等の各メディアを通じて、広報事業を行います。新市誕生の啓発を行うとともに、適当な時期を見計らいまして、懸垂幕の作成や路線バスの前面のバスマスク等によりまして、合併PR事業を行いたいと計画しております。併せて、広報ビデオの作製も予定しております。また、現在各市町村で行われている各種イベント等に参加をいたしまして、合併PR事業を行うとともに、合併に対する啓発用品を調達し、各市町村住民に配布をし、PRをいたします。さらに、新市誕生の広報や、新市の速やかな一体感の醸成を図るため、新「津市」の市章の図案を広く募集をしたいと考えております。4月頃から、募集要項などの準備をいたしまして、6月頃から、募集を開始し、8月頃選定作業を行い、数点の選考に入りたいと思います。その後、選考された数点の中から、住民アンケートの結果等を参考にいたしまして、市章として最も相応しいものを、協議会において決定をしたいと考えております。そして、新市発足時には、市民の皆様により市旗、パネル等を作成し公表しまして、新市の本庁・支所等で全て掲示出来るように準備をいたします。また、平成18年の1月1日の新市開庁式、及び、新市発足時の記念事業につきましては、事業等のアイデアを募集いたしまして、検討の上、秋ごろから、事業計画を作成し、実施体制を整えていきたいと考えております。また、各市町村の中学生の代表による模擬議会の開催を計画しておりまして、将来の「津市」のまちづくり等について、若い世代の意見発表等を行いたいと考えております。また、昨年度、作成が出来ませんでした、新市建設計画のこども版の作成配布を予定しております。そのこども版を参考に、小学生に将来の「津市」に対する夢を描いたポスターの募集を計画しておりまして、そして、優秀作品を構成市町村施設に掲示するなど、新市の誕生の啓発を図ってまいりたいと思います。構成市町村の職員を対象に、合併協議会で合同研修会を実施するとともに、各専門部会、分科会においても、実務担当者に対する研修を随時開催し、新市への移行をスムーズに行いたいと考えております。

事務事業の細部調整につきましては、6月末を目途に調整を整えまして、随時、協議会に協議・報告を行いながら、住民の皆様にお知らせをし、その後、新市発足に向けた準備を行ってまいりたいと考えております。

次に、特別職の報酬等の取扱いですが、特別職報酬等検討委員会を設置いたしまして、その後4回程度委員会を開催し、報酬額等の取扱い案を調整いたしまして、協議会にて、協議の上、決定してまいりたいと考えております。

また、前回の協議会にてご説明いたしました、指定管理者制度につきましては、4月末を目途に施設別の対応方針案を調整した上、協議会へ協議・報告を行いまして、その後、各施設の設置条例案の整備を行いまして、10月頃から条例案の公表をしたいと考えております。

次に、合併後の新市の総合計画策定の準備、自治基本条例の検討等につきましては、策定準備チームを設置いたしまして、資料収集や先進地の調査を行うなど、新市における策定体制を整えることにより、速やかな新市への移行を図りたいと考えております。

事業計画については、以上でございますが、次に、引き続きまして、議案第 17 号、平成 17 年度予算についてご説明をいたします。7 頁をご覧くださいと思います。

平成 17 年度津地区合併協議会予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,270 万 2,000 円と定めます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次の頁の「第 1 表、歳入歳出予算」によります。

次の頁をご覧くださいと思います。まず、歳入ですが、1 款、分担金負担金といたしまして、4,000 万円といたしました。負担割合は均等割 30%、人口割 70%として計算を行いました。前年度よりは、1,000 万円減額をいたしております。構成市町村の負担金は、右の欄のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

2 款、繰越金は、1,270 万円で、前年度対比 1,170 万円の増額であります。増額の主な理由は、前年度予定をしておりました「暮らしの情報誌」の発行及び新市建設計画こども版につきましても、合併期日が当初予定より延長されました関係で、平成 16 年度は、未着手となったものであり、その分を平成 17 年度へ繰越すものでございます。

3 款、諸収入でございます。貯金利子及び雑入で 2,000 円の計上でございます。

以上、歳入合計は 5,270 万 2,000 円で、前年度予算額 5,600 万 2,000 円に対し、330 万円の減額であります。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

1 款、総務費といたしまして、985 万 8,000 円であります。前年度は、1,368 万 8,000 円で 383 万円の減額であります。報酬は、協議会委員及び監査委員の報酬で、118 万円で、前年度に対しまして、26 万 4,000 円の減額でございます。旅費は、事務局職員及び専門部会等の合併先進市への調査研究旅費として、70 万円で、前年度に対しまして、118 万円の減額であります。需用費は、361 万 4,000 円で、前年度に対しまして 171 万 8,000 円の減額であります。コピー料及びコピー用紙等の消耗品費、ガソリン代等の燃料費、協議会幹事会のお茶などの食糧費、カラーコピー代等の印刷製本費、事務所の電気代の光熱水費、リースの自動車及びパソコン等の事務用品の修理の修繕でございます。役務費は、69 万 3,000 円で、前年度に対しまして 7 万 6,000 円の減額でございます。電話代、切手代等、通信運搬費と自動車の任意保険であります。委託料は、協議会反訳業務の委託料として 36 万円で、前年度に対して 12 万円の減額でございます。使用料及び賃借料は、187 万 4,000 円で、前年度に対しまして 23 万 4,000 円の減額であります。駐車場の使用料等の使用料、事務所のパソコン、電話、FAX の借上、及び自動車リース料であります。備品購入費は、10 万円で、前年度に対しまして、10 万円の減額でございます。負担金は、臨時職員の津市への負担金、123 万 7,000 円で、前年度に対しまして、13 万 8,000 円の減額でございます。賠償金は 10 万円で前年度と同額でございます。

引き続きまして、第 2 款、事業費といたしまして、4,254 万 4,000 円あります。前年度予算額 4,201 万 4,000 円で、53 万円の増額でございます。報酬は、特別職報酬等検討委員会委員報酬として、35 万 2,000 円で、本年度新規の科目であります。報償費は、市町村合併 P R 事業の謝礼及び記念品で、121 万 3,000 円、前年度に対しまして、11 万 7,000 円の減額であります。需用費は、1,633 万 3,000 円で、前年度に対しまして、181 万 4,000 円の減額であります。17 年度は、市町村合併イベント時の啓発物品等の購入及びコピー料、用紙等の消耗品費、委員等のお茶代の食糧費、協議会だより・ポスターの印刷製本費であります。役務費は、総額 470 万 6,000 円に対しまして、前年度に対しまして、112 万 1,000 円の増額であります。市章市民アンケートの郵送代、協議会だよりの振込手数料、各新聞等の広告料であります。委託料は、1,984 万円で、前年度に対しまして、112 万 1,000 円の増額であります。前年度委託出来ませんでした新市建設計画のこども版、合併後の市民の暮らしの情報誌の作成及び配布委託料と、合併 P R 事業といたしまして、ビデオ・市旗パネルの作成委託料であります。また、市章の選定業務委託料も見込んでございます。使用料及び賃借料は、10 万

円で、前年度に対しまして、5万円の減額であります。会場の借上げ料でございます。予備費といたしまして30万円であります。

歳出合計5,270万2,000円で、前年度予算額5,600万2,000円に対して、330万円の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

会 長 ただいま、議案の3つを説明いたしました。以上のとおりなんですけれども、説明は、ご質疑がございましたら、願いをいたします。はい、どうぞ。

小田委員 ただいま、ご説明いただきました中で、16年度の補正予算(2号)の繰越明許費で、「新市例規策定等支援業務」2,000円の繰越明許の理由をお聞きはいたしましたんですが、その中で、合併支援業務で、合併期日直前までの支援業務が必要というようなご説明がございました。それでは、例規策定業務の実態が、今どういうふうになっているのか、ちょっと、教えていただきたい。と申しますのは、市民の生活、市民の権利、義務に直接関わる利益なんですね。私が聞いたところでは、市長職務執行者が専決する条例、規則が1,000数百ある。要するに条例でも350個ある。そういうものを、例規条例チームですか、条例チームですか、それが手がけておって、そして、ある時期に、各部会というかに投げかけて、そして1次案になります。それで、また、こちらへ戻ってきて、2次案になります。最終的にですが、刷り合せて成案になるそういうふうなことなんですが、我々議会としては、いったい、いつ頃、専決される条例等が議会に、あるいは協議会ですね、提案されてくるのか、さっぱりわからない。議会としてもそれぞれの議会で懸案事項等を抱え非常に多忙でございます。いつの時点で、どういうふうに、ここであげた条例等が提案されるのかわからないようでは、我々としても非常に困るわけですし、先回も色んなテーマを中間報告できちっと知らせて下さいとお願いをしたわけですが、それにも関わってきまして、これが今どういうふうな状態になって、いつ頃、どのような形で、この条例等が提案され、我々議会がどういうふうに対応していくのかというふうなことを教えていただきたいと思っております。

会 長 はい、それでは、小田委員さんのご質問に答えて下さい。

事務局長 はい、現在、例規整備チームというチームで、色々例規をやっておるわけですが、非常に、例規整備につきましても、法令等の改正とか、こういうことがおけるといこともございまして、出来るだけ、よりよい、新しい例規をお示ししたい、こういうふうを考えております。時期については、ちょっと、いつ頃までということ、なかなか出来ないですけれども、出来るだけ早くお示しして、条例関係ですね、皆様にお示しするというので、何月にといことは言えませんが、例規チームの中でやっております。ご理解をいただきたいと思うんですが、かなり、色々複雑な点がございまして、特に、今、津市の職員が中心になってやっております、関係市町村の皆様にも来ていただいて、進めさせているわけですので、よろしく願いいたします。何度も申しますけれども、出来るだけ早くお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 川上さん、どの位の進捗状況なのか、それから、たくさん例規の整備もあるだろうけれども、わかっていたかやすいように、具体的な例を、こういう例規はこういうような今作業をしていますって、どなたか、担当の方でも、きちっと説明をしていただかないと、ちょっと、出来るだけ早くでは当たり前のことなので、もう少し説明をして。

事務局長 進捗状況についてですけれども、第一次例規原案の作成という形で、現在例規チームがやっております、1,300本の中で、7割、約920本、これらの整備チームが専門部会と第一次例規原案の提示が済んでおりまして、各部会に示されたもののうち、約400個について、第二次原案作成と入っております。順調に進んでおりまして、詳しい点については、担当から説明いたしますけれども、時期的には、先ほど言いました、事務事業につきましても、6月を目途につめるということでございまして、そ

れが、きちっとつまらんと、例規のほうへ入ってこないということでございますので、6月までに事務事業調整を行いまして、その後にワーキンググループということでよろしいですか。

会 長 川上さん、例えば法律なんかをもってきている形式的な条例、例規で整備もあるし、それから、協議会で、多分こういうことを、ご懸念になっているんだと思いますけれども、内容が、例えば、金額とか、そういうサービスの内容が決まってこないことには、条例が整備出来ない、と2つあるでしょ。だから、内容が決まってこない部分には、当然、ここでの、色々認識がなければと思いますけれども、形式的なものであれば、どんどん進めていけるだろうし、そういったところを、どなたか、実際担当の方から。それじゃ、もうちょっと説明を聞いてもらえますかね。

事務局 (佐野) 失礼します。事務局で、調整班で、例規整備を担当しております佐野と申します。進捗状況ですけれども、現在、今、事務局長が申しあげましたように、1,305本の例規が、現在の時点で、1,305本の例規が整理されておまして、ただ、この数字については、調整の段階で随時動きますけれども、そのうち、条例が347本、それから規則が394本という形で今整理がされております。条例の整備につきましては、事務調整の調整と同時に進行しておりますが、事務調整が整った後の、整理されたものということでございますので、少し遅く形として表れてくるかと思っております。今、現在、例規案として、一次原案、二次原案ということで、各専門部会とやりとりをいたしまして、今、現在、1,305本中の1,000本あたりが、各専門部会で、第一次原案として検討をされておるとい形でございます。この後、二次原案、最終の確認という形で進んでおりますが、最終には、9月頃には、ある程度確定されたものをしていきたいということで、進めております。その後、手法はありますけれども、今日のスケジュールにもありましたが、公表をしていきたいと考えております。あくまで、事務調整の整理されたものということでございますので、事務調整と同時進行、または、それから、少し遅れて形として表れてくるものと理解をしていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい、だそうです。

小田委員 私ども、議会としては、それらの膨大な数の条例等にきちっと意見をいうことが、非常に大事なんですね。だから、こんなことは、もう、業務工程表で決まっているんじゃないですか。何時までに、こうして、こうしてと、そういうことはできないのですか。それに基づいて、我々も、継続的な考え方でもって、何時、何を、決めればいいのかというふうなことをですね。考えて、そして、具体化していくということが、今言ったように、非常に大事なんですね。1,300本もあわてて上げてくるのは、非常に困る。心の準備を、先行的にやる。また、世論との整合性というんですかね、そういうものを勘案しながら、状況判断をする。一度、先回申しあげましたように、そういう業務予定というものを、きちっと作っていただいて、それに基づいて、業務を整齊とやっていただく。拙速に走っていただくよりは、巧遅ですね、私は巧遅の方がいいと思いますけれど、業務というものは、きちっと計画に基づいて、それを具現化していくというような形でやる。今は無計画に業務が進められるというふうな感じがしたので、そういう点は、大いに、反省していただいて、チームであればチームで、いいんじゃないか、協議会に提案できる、そういうふうなものがあるだろうし、あるいは、防災の関係でも、災害対策本部条例なんかは、いったいどうなるのか。去年は災いの年になったように、常に、一日の間隙も許されない、防災というのが、いったいどうなっているだろうか、地域防災計画というのは、新市において、出来るだけ早く作るということですね、それじゃあ、災害対策本部条例は。そういうふうな市民の生命財産に係るようなことが、我々わからない。そういうことがありますので、先ほどの市民部会は市民部会で計画があるでしょ。そういう形で、それぞれの各部会でスケジュールを作られておられるのであれば、お示しいたいて、総合的にそれを見なが

ら、判断して、議会運営というものをやっていきたいと思しますので、ひとつ、よろしくお願いをしたいと思います。

会 長 小田委員さん、今、例規を整理している佐野がご説明申し上げたのをお聞きいただいてお分かりだったと思いますけれども、事業調整が出来たということは、協議会とか、幹事会レベルのものでは幹事会とか、そういったところで、この仕事はこうしていこうやという、まず事業調整が全体になると思うんです。それが我々の議論であって、それを例規なり条文に形に写すということは、どちらかといえば、そういう、例規条文の整備ということで、整備をした時に、そういった条例をばんとお出しして、全く目新しいものが出てくるということは無いと思うんです。第1条何々、第2条何々、最後まで、ずっと、そういう1つのスタイルがありますので、それを皆が、きちっと整備をしているわけで、法律とか条例とか、もちろん、体裁が大事なものですから、専門家に、そういう体裁に落ちがないようにということを見せているんですけれども、実際大事なものは、おっしゃるように、確かに中身でありまして、何々ですというのは入っておりますから、それは、私は、そここのところで、突然出てくるものじゃなくて、協議会で調整をしていただき、議論されたものを、だから、彼は、しばらく、後を追って出てくるというふうに申し上げたのは、そういうことだと思います。だから、例規の調整チームでスケジュールを組んでどうこうというのではなくて、やっぱり、内容を我々が、防災計画等々が、非常に議論を重ねなければならないものであり、日数のかかるものであれば、早く、この場に、そういう考え方の議論をご相談申し上げる。そして、その形が決まっていけば、条例整備のチームに移していくと、こういうことだと思いますので、今のご意見をお伺いして、それぞれの担当部局も、早く調整チームに、そういう条例整備が回せるように努力をし、そして、段階を追って、大事なものは、この協議会の場にと、こういうことになってくると思いますので、是非その節は、それぞれの各議会での議論をお願いしたいと、こんなふうに思いますので、ご承知いただきたいと思ひます。佐野さん、間違っていないかな、僕の言っていることでいいですか。

事務局(佐野) はい。

会 長 それじゃ、いかがでしょうか。今度の、はいどうぞ。

水谷委員 河芸町の水谷ですが、この事業計画の中身を拝見しますと、だいたい記念行事とか、それに伴うセレモニー的な計画が主になっているような気がしたんですが、私、ちょっと、気になる点は、私が知らないのか、それとももれておるのか、その点ちょっとお伺いしますんですが、今まで、合併協議会の中では、例えば教育行政とか、あるいは、自治組織を含めた、これからのまちづくりの有り様について、議論をして、多くの項目があった。その中で、多少まだ協議の時間というのですか、期日が熟してない点もあって、いまひとつ時間をかけましょうということで、先送りになった項目も、中には含んでいるわけですね。そういう点で、例えば、2号委員の立場で議会で発言をするということになると、教育行政はどういうふうになっているのか、あるいは、自治組織、特にコミュニティの問題を含めて、地域がどういう流れになっているのかということは、必ず議論の対象になってまいります。この10ヶ月の間に、そういうものについての、それぞれ実質的に調整されたような項目、あるいは、現段階での確認事項、そういうものを報告する機会はあるのでしょうか。そのへんは、お尋ねしておきたい。

会 長 はい、わかりました。幹事長さんですか。

幹事長 幹事長でございます。今のご質問でございますけれども、資料の6頁に、17年度事業計画ということで、お示しをさせていただきました。お話のありました、色んな教育行政、それから自治組織のあり方ですね、おおまかなところにつきましては、協定書の中で確定をしております。現在その細部調整ということで、作業をしております、これにつきましては、先ほど事務局長から申し上げましたように、6月の協議会

を目途に、協議報告をさせていただきたいと思っております。今その作業をしておるところでございます、ちょっと、今回の協議会には間に合わなかったんですけども、来月以降の協議会で、ある程度の部会単位のまとまりを持ちまして、ご報告、協議をお願いしていきたいと思っております。その協議が終わりましてから、実際の条例規則といった作業のほうに、最終段階の作成にかかっていって、それにつきましても、協議会で報告ないし公表という、そういう段取りをもって進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

会 長 水谷さん、よろしいですか。6月ということで、いかがでございましょうか、この3つにつきまして、今度、ご協議をいただくわけですけど、概ねご意見いただきましたが、今度の協議会までに、お考えをおまとめいただけたらと思います。それでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、今日決めましたのは、今までの議案だけなんですけど、事務局のほうから、それ以外、それから委員の皆様方から、この際何かということがあれば、しばらく時間を割いてお伺いすることにしましょう。事務局無し、委員の皆様方、いかがでございましょうか。はい、木下さん。

木下委員 すいません。ちょっと風邪を引きまして、失礼します。聞きにくいかもしれませんが、議長が非常に遠いものですから、今日は幸いだなと思っております。私が、今から言わせていただきますことは、ほとんど、今年度以降、分かっていることなんですけど、非常に、私自身、自分がこの協議会に受け身的になっていたものですから、その反省もありまして、今日は書いたものを用意してきました。それで、全員傍聴者の方々というところまでは印刷出来ませんでしたので、今からお渡しさせていただきますけれども、読ませさせていただきますので、よろしく願います。

会 長 じゃあ、お配りしてあげて下さい。

木下委員 昨年、ある新聞が、国の財政を家庭に置き換えて、非常に分かりやすく載っていたのを、私見まして、今ちょうど国会の中でやっておりますけれども、言わずと知れた、国自体が財政負担を40%ほど強ですか、借金を抱えておるといって、そういう状況の中で、非常に不安を持っているのは多分私だけではないかなと思ひまして、そこに書かせていただきました。財政計画に対する提言ということで書かせていただきました。合併期日が1年延長されましたが、それを有意義に使う対象として、財政面の計画、特に、合併特例債事業につきまして、ひと言述べたいと思ひます。すでに示されているデータによれば、合併特例債事業というのは、最大値700億円の95%にあたる670億円程度ということが見込まれております。これに関わる地方債残高、平たく言えば借金ということですけども、これらは次のようになります。10市町村の既存の地方債残高、これが約2,000億円あると聞いております。1世帯あたり、これをおおざっぱなんですけど、約200万円、合併特例債の新市の全体的な負担額というのが、約200億円、1世帯あたり約20万円くらいになるかと思ひます。もっと具体的には、私は専門家ではありませんので、詳しく分からない点多々あります。今後の社会通説として、私がとても危惧するところは、少子高齢化の一層化に伴い、なおかつ、若者の労働の質の変化というものが、一層強く低成長の中にあつて、税収の減少、及び財政支出の増加がおきすることは、明らかであります。このような状況の中で、そのつけを、未来のある世代にしわ寄せすることなく、極力避けていただきたいというふうを考えております。以上の観点から、財政計画にあたっては、合併特例債の最大限活用するとされておりますが、新市においては、効率的な財政運営と、限度額の一杯の活用が、本当に必要あるか否かを念頭に置き、不効率な事業がなされないよう、取組をしていただき、進められることを希望し、ここに意見を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。皆さんに聞いていただきましたけれども、最後の、木下さん、不効率な事業がなされないようなというのは、これは当然だと思ひます。その

前提に、色々、借金のことをおっしゃってましてね、実際に事業を行っている地方公共団体の責任者として、少し聞いていただきたい。それは、家計と比較してお話になりましたけれども、家計だって、住宅金融公庫からお金を借りて家を建てようという借金もあれば、もうじきボーナスが出るんだけれども、それまでに子どもにお金が必要ようになった、ちょっとお金が必要ようになったから、お金を借りようというのもある。サラ金から、お金を借り替えようとか、色々だと思うんですけど、公共の借金というの色々ありまして、だから、むやみに、きちっと入ってくる税収入だけじゃなくて、借金でふくらましてどうのこうのというのは、これは地方公共団体だけじゃなくて、国も皆あわせた、公の、大事に物事を考えなくてはならないということだと思います。でも、残念ながら、景気対策とか、そういったことで、国全体の借金が、今、膨らんでおりますのでね、だから政府もなんとか、緊縮とやっておりますけれども、目に見えた形には表れてこないのは残念なんですけれども、そこで、全体の公というのはともかくとして、地方だけ、我々、10の市町村だけを考えると、色々分析をなさった借金の中には、当然、国と、それと市町村が一緒になって、仕事をしていかなければならない部分で、国のほうは、国債でなんとか財源を調達したりするけれども、地方に回してやるお金がないよということが、まああるわけです。本当は、交付税とか、税の配分でちゃんとしなきゃいけないんですけども、全体のお金がないものだから、地方に、半分ずつ、例えば持てと決めておきながら、その後の半分のお金を、じゃあ地方はどうしてくれるんだと、自分ところで税法を作ってお金をいただくわけにはいかんし、とこうなると、国は、それじゃ、今のうちはちょっと仕方ないから、あんたんとも借りといってくれと、言われて、借りて、公共事業をやったりしているものが、結構あるんです。それで、そういうようなのを、借金が増えるから嫌だと、国が仕事をするとっても返上やというのは、なかなか、我々としても、例えば、津市なら津市、久居市なら久居市だけで、そういう財政運営で、いいかっこして返すというわけには、なかなかいえない。ということは、まだまだ必要な仕事がございますのでね、国がそういうふうに言うのであれば、国の通り、我々で別途お金を借りて、国のお金と合わせて仕事をしますから、ちゃんと後で面倒を見て下さいよという話になって、仕事をしている面がございますので、僕は、だから、それは、借金の金額というお金で見ると、色がついておりませんので、住民の皆様は、大変だ、お一人あたりという感触になるんですけれども、今の地方の行政の運営上は仕方の無い借金かなと思います。それで、今度の700億近い、特例債なんですけれどもね、これも確かに、そういうお金があるからと言って、いらんものまでするのは、今ご指摘がありましたように、当然してはいけないことだと思います。これは、新津市を考えるだけでなく、日本全体の公という立場を考えたら、例えば、我々だけででも、そういうことは、したらいけないと思いますけれども、やはり、必要な事業というものがあって、これから新「津市」として一体感を高めていって、そして、三重県の中で、やはり、存在の有る、きちっとした新市にしていく、住民の方にもやはり合併してよかったというようなお気持ちやら、そういう一体感の持てる仕事というのを、せっかく、国がそういうふうにして、一緒にやるのに色んな問題もあろうと、だから、このお金を使って、後はこれこれ面倒を見るから、やっごらんと言われれば、私は、それでは使わせていただきますというほうに立つわけです。だから、あくまでも、皆さんもそうだと思いますけれども、合併したから、色々苦労して進めてきた、いらんものなんて誰も思っていないと思うんです。気をつけて、そういう、国の財政措置というものが、しっかりと、よく考えて使っていきたいと思います。ただ、ひとつこわいのは、いつも、いつもかも申し上げましたけれど、津だけが合併やったら、国の大きな予算規模の中で、そういう財政措置は、700億くらいは、どうってことないと思うんです。日本中いたるところに、合併をしてくれそうですのでね、だから、法外な特例債の総額になっているんです。で、往々にして、政府の約束というのは、あとになって、にっち

もさっちも、ない袖を振れん時には変わってきますので、私は、それは気をつけないといけなと思いますけれども、こんな失礼なことを政府に向かって、後があやしいからとは言えませんのでね、それは、それなりの国の議論にたちますけれども。色々申し上げましたけれども、何せ、どちらにしても、とにかく、公の経済というのは、国、県、市町村あわせての、絶対に日本人の責任ですので、それは、ご指摘のように、ちゃんとやっていきたいと思います。ただ、何が、どの場所で、どういう形で必要かと、これも色々議論がありますので、協議会なり、それぞれの市町村の議会なり、それから、新市の議会なり、これは十分議論をしていただかないといけなと、こういうふうに思っています。また、何回も申し上げましたが、市長がそんなことを言っていたというふうに、ご自分の勉強を、ひとつ、より重ねていただければと思います。

いかがでございましょうか。よろしければ、今日はこの位で、ちょうど4時になりましたので、お開きにさせていただいて、3月議会を皆さん控えていらして、非常にお忙しいし、また、最初のご挨拶でも申し上げましたけれど、それぞれ、最後になってまいりますので、色んなお考えもお待ちしております。ひとつ、また、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。今日は、本当に、どうもありがとうございました。

平成 17 年 3 月 15 日

署名委員 1号委員 久居市長

池 田 幸 一 印

2号委員 香良洲町議会議長

米 川 多 印

3号委員

木 下 美佐子 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。